

練馬区告示第408号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等を定める規程（平成17年1月25日練馬区告示第60号）の一部をつぎのように改正する。

令和8年8月5日

練馬区長 吉 田 健 一

本則の表練馬区介護保険条例施行規則（平成12年3月練馬区規則第93号）の部のつぎにつぎのように加える。

練馬区健康増進法施行規則（平成15年4月練馬区規則第77号）	第4条第1項	特定給食施設の事業開始の届出
	第4条第2項	特定給食施設の届出事項変更の届出 および事業の休止 または廃止の届出
	第7条	給食の報告

付 則

この規程は、令和8年8月5日から施行し、同年6月1日から適用する。